

安全・安心な修学旅行等サポート事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県（以下「県」という。）で実施される修学旅行等に対して、新型コロナウイルス感染症対策として、感染リスクの低減を図るために必要な経費を予算の範囲内で助成し、安全・安心な修学旅行等の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（うち小学校、中学校、高等学校に相当する課程。外国人学校を含む。）

(2) 修学旅行等

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 学習指導要領に定める学校行事で、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として行われる「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」等

イ 児童や生徒が自主的、自発的に参加する集団による、特定の技能や技術の向上等を目的とした部活動等の課外活動のうち、学校長が必要性を判断して実施する宿泊を伴う合宿（大会等への参加を目的とするものを除く。）

(3) 旅行会社

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業の登録を受けた者

(4) 貸切バス等

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者が運送する、同法第3条第1項のロ及びハの自動車（いわゆる貸切バス及びタクシー）

(5) 宿泊施設

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者が営む、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業の届出をした者が営む、同法第2条第1項の規定による「住宅」

(助成対象者)

第3 助成金の対象となる者は、県内で修学旅行等を行う学校とする。

(助成対象、内容、助成額及び上限額等)

第4 助成金の交付対象となる事業、内容、助成額及び上限額等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成金の交付対象としない。

(1) 県及び一般社団法人長野県観光機構（以下「機構」という。）からの他の補助、助成を受けるもの（ただし、機構が別に定めるものを除く。）

(2) その他助成金の目的に相応しくないと認められるもの

(助成金交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、助成金交付の条件とする。

(1) 事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整備し、これらを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに機構に報告すること。この場合にあつては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を機構に納入させることがある。

(助成金の交付申請)

第6 助成金の交付の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内で修学旅行等を実施するため、学校から依頼を受けて旅行を企画、手配する旅行会社
 - (2) 県内で修学旅行等を実施するため、旅行の企画、手配を自ら行う学校
- 2 申請者は、安全・安心な修学旅行等サポート事業助成金交付申請書（様式第1号の1）に次の各号に掲げる書類を添えて、旅行出発日から起算して30日前までに、機構あてに提出するものとする。なお、令和3年4月1日から令和3年7月31日までの間に実施される修学旅行等については、機構が別に定める日までに提出するものとする。
- (1) 確認・承諾書（様式第1号の2）
 - (2) 誓約書（様式第1号の3）
 - (3) 貸切バス追加借上助成に係る追加経費の内訳書（様式第1号の4）
 - (4) 宿泊部屋数追加助成に係る追加経費の内訳書（様式第1号の5）
 - (5) 実施予定の修学旅行等に係る行程表、旅行代金見積書及び内訳書（貸切バス等及び宿泊部屋の詳細が分かるもの）
 - (6) その他機構が必要と認める書類

(交付決定)

第7 機構は、前条の申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは予算の範囲内で助成金の交付を決定し、安全・安心な修学旅行等サポート事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8 助成金申請額の変更又は事業内容の変更（軽微な変更を除く。）、中止、取り下げをするときは、安全・安心な修学旅行等サポート事業助成金変更（中止・取り下げ）承認申請書（様式第3号）を機構に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9 申請者は、助成金の交付対象となる修学旅行等が終了したときは、安全・安心な修学旅行等サポート事業助成金実績報告書（様式第4号の1）に次の各号に掲げる書類を添えて、旅行が終了したその日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月10日のいずれか早い日までに機構あてに提出しなければならない。

- (1) 貸切バス追加借上助成に係る追加経費の内訳書（最終）（様式第4号の2）
- (2) 宿泊部屋数追加助成に係る追加経費の内訳書（最終）（様式第4号の3）
- (3) 実施した修学旅行等に係る行程表、旅行代金請求書及び内訳書（貸切バス等及び宿泊部屋の詳細が分かるもの）
- (4) 助成金の対象となる貸切バス等事業者及び宿泊事業者への支払いの証明書（支払額が分かるもの）
- (5) その他機構が必要と認める書類

(額の確定)

第10 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、助成金交付額を確定し、安全・安心な修学旅行等サポート事業助成金額確定通知書（様式第5号）にて申請者に通知する。

(助成金の交付請求)

第11 申請者は、助成金の交付を請求しようとするときは、安全・安心な修学旅行等サポート事業助成金交付請求書（様式第6号）を機構に提出するものとする。

(申請書の様式等)

第12 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、県と機構で協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行する。

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

別表1

| 区 分 | ①貸切バス追加借上助成 | ②宿泊部屋数追加助成 |
|---------------------|--|--|
| 助成対象 | 令和3年4月1日から令和4年3月5日までに県内で実施される修学旅行等 | |
| 助成内容 | 貸切バス等の追加経費（実費） 1台あたりの乗車率が5割を超えている場合に、乗車率を減少させるために行うバスの台数増等に伴う経費 | 宿泊部屋数の追加経費（実費） 1部屋あたりの宿泊人数を定員より減らして宿泊する場合の部屋数増に伴う経費 |
| 助成額 (上限額等) | 1台1日あたり <県内学校> 借上費等の4分の3または12万円 (日帰り10万円)のいずれか低い額 <県外学校> 借上費等の2分の1または8万円 のいずれか低い額 ※追加台数の上限は、別表2のとおり | 1人1泊あたり3千円 |
| 他の助成制度・ 宿泊割引との併用 | 助成金の交付対象となる貸切バス等及び宿泊部屋数の追加経費について、市町村等による助成事業等と併用する場合、当該経費の実費から他の助成金等の額を差し引いた額を上限に併用可能 | |

別表2

| 団体人数 | 追加バス上限台数 |
|-------|----------|
| ～50人 | 1台 |
| ～150人 | 3台 |
| ～250人 | 5台 |
| ～350人 | 7台 |
| ～450人 | 9台 |
| 451～ | 10台 |